

質問		回答
<b>申請できる方</b>		
1	酒類を提供している飲食店を営んでいます が、申請できますか。	<p>特例減免は、新型コロナウイルス感染症の影響で経営状況の厳しい酒類を提供する飲食店を水道局が水道料金等を減免することで支援する制度であるため、申請できる方は、次のいずれかの方です。</p> <p>①水道局と給水契約のある酒類の提供を行っている飲食店等 又は ②酒類の提供を行っている飲食店等が入居する、水道局と給水契約のあるテナントビルのオーナーや管理会社</p> <p>ご質問の場合、水道局と給水契約があれば①に該当し、ご自身で申請できます。ビルのオーナー、管理会社等に水道料金をお支払いであれば、②に該当しますので、申請につきましては、ビルのオーナー、管理会社等にご相談ください。</p>
<b>対象となる飲食店</b>		
2	喫茶店を営んでいます。 二度目の緊急事態宣言を受けて、1月から2月までは酒類を提供する飲食店以外も営業時間短縮要請等がありました。なぜ対象ではないのですか。	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大阪府では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9号の規定に基づき、令和2年8月6日からミナミ地区、11月27日から北区、中央区を対象に酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請を行い、12月15日からは全市に同要請を拡大しました。</p> <p>特例減免制度は、こうした幾度の営業時間短縮要請等により経営状況が非常に厳しくなっている、酒類を提供する飲食店等に対し、安心して事業活動が行えるよう支援することを目的としています。このため、酒類を提供していない喫茶店は、対象になりません。</p>
3	デリバリー（配達）専門道を営んでいます が、対象になりますか。	デリバリー（配達）専門店は、営業時間短縮要請等の対象施設ではないため、対象になりません。
4	テイクアウト（持ち帰り）専門道を営んで いますが、対象になりますか。	テイクアウト（持ち帰り）専門店は、営業時間短縮要請等の対象施設ではないため、対象になりません。
5	コンビニのイートインスペースは対象にな りますか。	コンビニエンスストアは、営業時間短縮要請等の対象施設ではないため、イートインスペースがあっても対象になりません。
6	ホテルは対象になりますか。	<p>ホテル（飲食業許可必要）のうち、宿泊客以外の方が利用でき、酒類を提供しているレストラン・宴会場などの営業時間短縮要請等の対象である施設部分は、特例減免の対象施設です。</p> <p>したがって、宿泊の客室等は、対象となりません。</p> <p>申請の際は、特例減免の対象施設にかかる部分の水道料金等を算定して申請いただくこととなります。</p>
7	なぜ令和2年4月以降の開業店舗は、特例減 免の対象とならないのですか。	<p>特例減免制度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止での営業時間短縮要請等により経営状況が非常に厳しくなっている、酒類を提供する飲食店等に対し、安心して事業活動が行えるよう支援することを目的とし、令和元年と令和2年の売上額の減収率を要件としています。</p> <p>令和2年4月以降の開業の飲食店は、新型コロナウイルスの影響を受ける前の売上額と比較し減収していることをお示しいただくことができないため、特例減免の対象になりません。</p>
<b>売上等</b>		
8	平成31年1月2日～令和元年12月1日に開 業した場合に開業した場合、売上比較対象期 間はいつですか。	<p>平成31年1月2日～令和元年12月1日に開業した場合、開業日の翌月～令和元年12月の月平均売上と、令和2年1月～12月の月平均売上が、売上比較対象期間です。</p> <p>例えば、平成31年2月10日に開業の場合、平成31年3月～令和元年12月の月平均売上と、令和2年1月～12月の月平均売上を比較し、減収率が30%以上であることを確認してください。</p>
9	令和元年12月2日～令和2年2月29日に開 業した場合、売上比較対象期間はいつですか。	<p>令和元年12月2日～令和2年2月29日に開業した場合、開業日の翌月～令和2年3月の月平均売上と、令和2年4月～12月の月平均売上が、売上比較対象期間です。</p> <p>例えば、令和元年12月24日に開業の場合、令和2年1月～令和2年3月の月平均売上と、令和2年4月～12月の月平均売上を比較し、減収率が30%以上であることを確認してください。</p>
10	令和2年3月1日～令和2年3月31日に開業 した場合、売上比較対象期間はいつですか。	<p>令和2年3月1日～令和2年3月31日に開業した場合、開業日～令和2年3月31日の合計と、令和2年4月～12月の月平均売上が、売上比較対象期間です。</p> <p>例えば、令和2年3月15日に開業の場合、令和2年3月15日～令和2年3月31日の合計と、令和2年4月～12月の月平均売上を比較し、減収率が30%以上であることを確認してください。</p>

11	<p>個人事業主で、1店舗のみ飲食店（酒類提供あり）を営んでおり、毎年確定申告をしています。 売上額の減収内容を証する資料として何を提出すればよいのですか。</p>	<p>個人事業主の方で、飲食店を1店舗、営まれている方は、確定申告書の売上欄等で、当該店舗の売上を確認できますので、確定申告書B（第1表）の控えの写し、所得税青色申告決算書、または白色申告で収支内訳書を作成されている方は、その写しも提出してください。提出にあたってはマイナンバー記載欄を必ず黒塗りするなどして番号が見えないようにしてください。</p>
12	<p>個人事業主で、1店舗のみ飲食店（酒類提供あり）を営んでいますが（他の業種はなし）、申告要件に該当していないため、確定申告をしていません。 売上額の減収内容を証する資料として何を提出すればよいのですか。</p>	<p>個人事業主の方で、飲食店1店舗を営まれている方で、申告要件に該当せず、確定申告をされていない場合、当該店舗の令和元年分と令和2年分の月次の売上が分かる月次決算表や売上台帳などをご提出ください。</p>
13	<p>個人事業主で同じ建物で飲食店（酒類提供あり）とクリーニング店を営んでいます。 売上額の減収内容を証する資料として何を提出すればよいのですか。</p>	<p>法人、個人事業主の方を問わず、飲食業と併せて他業種も営まれている場合は、確定申告書の売上欄等では、飲食店部分の売上が分かりませんので、月次決算表や売上台帳など、令和元年分と令和2年分の飲食店の月次の売上が分かるものをご提出ください。 ご質問の場合、クリーニング店部分を除く、飲食店部分の売上額が分かる資料をご提出ください。</p>
14	<p>法人で飲食業以外の事業は営んでおらず、1店舗のみ飲食店（酒類提供あり）を営んでいます。 決算月は3月ですが、売上額の減収内容を証する資料として何を提出すればよいのですか。 （1店舗の飲食店の売上が法人の売上のすべてである場合）</p>	<p>平成31年1月～令和2年12月期間を含む確定申告書（法人税確定申告書別表一（一）、法人事業概況説明書）の写しをご提出ください。 ご質問の決算月が3月の場合、平成30年分で平成31年1月～平成31年3月、令和元年分で平成31年4月～令和2年3月、令和2年分で令和2年4月～令和2年12月の売上を確認しますので、平成30年分、令和元年分、令和2年分の合計3か年分の確定申告書（法人税確定申告書別表一（一）、法人事業概況説明書）の控えの写しが必要です。</p>
15	<p>市内に20店舗展開する飲食店（酒類提供あり）を営業し（他の業種はなし）、別々の場所で全てテナントビルに入居し、毎年確定申告をしています。 売上額の減収内容を証する資料として何を提出すればよいのですか。</p>	<p>法人、個人事業主の方を問わず、飲食店を複数店舗、営まれている場合、確定申告書の売上欄等では、個々の店舗の売上が分かりませんので、月次決算表や売上台帳など、令和元年分と令和2年分の店舗別の月次の売上が分かる書類をご用意ください。 なおご質問の場合、テナントビルのオーナー、管理会社が申請者になりますので、減免申請を行う場合、テナントビルのオーナー、管理会社に当該店舗の月次売上が分かる書類など必要書類を専用封筒に封入し、申請者の方にご提出ください。</p>
16	<p>法人で飲食店（酒類提供あり）と繊維業を別の建物で営んでいます。 売上額の減収内容を証する資料として何を提出すればよいのですか。</p>	<p>飲食店と併せて他業種も営まれている場合、確定申告書の売上では、飲食店の売上が分かりませんので、月次決算表や売上台帳など、令和元年分と令和2年分の飲食店（複数店舗の場合は店舗別）の月次の売上が分かるものをご提出ください。 ご質問の場合、繊維業分を除く、飲食店分の売上が分かる資料をご提出ください。</p>
17	<p>管理会社やオーナーに自身の売り上げを教えたくない。他に証明する方法はありますか。</p>	<p>テナントビルのオーナーや管理会社については、入居している飲食店等の個人情報記載された書類を収集いただくことから、『飲食店等から取りまとめた提出書類は、漏えい、不正流用等の防止に適切な対策を講じたうえで、特例減免申請に合わせて水道局へ提出すること』を前もって誓約いただいております。 また、「売上が分かる書類」など個人情報を封入する専用封筒は、透かし防止の仕様となっており、糊付けして密封し提出していただくことで中身が見えないようになっております。 なお、特例減免申請は、給水契約者（代理人を含む）からの申請書類と合わせてご提出いただく必要があることから、申請に必要な書類をご提出いただけない場合は、審査ができませんので、あしからずご了承ください。</p>
18	<p>売上を比較する書類として提出する確定申告書の売上金額に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う給付金が含まれている場合、どのように申請すればいいですか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関わる各種給付金や補助金は、売上に含めず算定することが可能です。 確定申告書に、各種給付金を収入等として申告されている方で、売上に含めず算定を希望する場合は、支給されたことが分かる書類等の写しを同封して提出してください。</p>
<p><b>対象となる水道料金等</b></p>		
19	<p>ホテルですが、水道局に支払っている水道料金等の全額が、特例減免の対象になりますか。</p>	<p>酒類を提供している飲食店等で利用した部分の水道料金等が特例減免の対象になります。 ホテルの場合、宿泊客以外の一般客が利用できる酒類を提供しているレストランや宴会場等でご使用の水道料金等相当額が特例減免の対象になります。 宿泊客のみが利用するルームサービス、宿泊での利用部分等は対象になりません。</p>
20	<p>デパートですが、水道局に支払っている水道料金等の全額が、特例減免の対象になりますか。</p>	<p>酒類を提供している飲食店等で利用した部分の水道料金等が特例減免の対象になります。 デパートの場合、酒類を提供しているレストラン等でご使用の水道料金等が特例減免の対象になります。 衣類・雑貨等の専門店や飲食スペースのない食品店部分、化粧室などの共用部での利用部分等は対象になりません。</p>

21	オフィスビルですが、水道局に支払っている水道料金等の全額が、特例減免の対象になりますか。	酒類を提供している飲食店等で利用した部分の水道料金等が特例減免の対象になります。 オフィスビルの場合、居酒屋などの酒類を提供している飲食店等でご使用の水道料金等が特例減免の対象になります。 病院等や事務所、酒類を提供していないカフェ等での利用部分等は対象になりません。
<b>事前申込の手続</b>		
22	事前申込はなぜ必要ですか。事前申込を行わずに特例減免申請できますか。	テナントビルのオーナーや管理会社等の方は、入居する飲食店等からの書類のとりまとめを行っていただく必要があります。 事前申込を行っていただくと、入居する飲食店等向けの制度案内チラシや必要書類を封筒に一式封入した状態で必要部数を送付いたします。 そのまま飲食店へ配布した後に回収することで、テナントビルのオーナーや管理会社等の方の申請手続きがスムーズになり、ご負担を軽減できます。
23	複数のビルに給水契約がありますが、まとめて申込みできますか。	電子申請及び郵送での申込みについては、給水契約ごとに申込みが必要です。 ただし、特別なご事情により給水契約ごとの申込みができない場合は、特例減免コールセンター（06-7178-1326）にご相談ください。
24	調定番号が分かりません。どのように確認すればよいですか。	調定番号は、検針時に投函している「ご使用水量等のお知らせ」または納入通知書でご確認いただけます。 それらがお手元にはない場合は、水道局のお客さまセンター（06-6458-1132）にお申し出いただければ、後日、郵送によりお知らせいたします。 なお、水道局と直接給水契約がない方からのお申し出につきましては、お受けすることができません。
25	ビルオーナーで給水契約者ですが、どのテナントが酒類を提供している飲食店か把握していません。この場合、何店舗分(部数)を希望すればよいでしょうか。	入居するテナントのうち、酒類を提供している飲食店数が不明な場合、入居する飲食店等の店舗数を部数としてください
26	ビルオーナーで給水契約者ですが、ビル管理は管理会社に任せています。誰が事前申込を行えばよいですか。	事前申込は、給水契約者の方に行っていただくことが原則ですが、給水契約者の方の同意のもと、ご本人の代わりに管理会社等の方が行うことも可能です。 ご質問の場合、行政オンラインシステムの電子申請を行う際「給水契約者の情報」欄にビルオーナーの情報、「申込者」欄に管理会社等の情報を入力してください。
27	事前申込を行った後、書類などはいつ届きますか。	水道局で申込内容の確認後、数日～10日前後で送付いたします。
28	事前申込に添付書類は必要ですか。	添付書類は必要ありません。
29	申込方法は大阪市行政オンラインシステムによる電子申請のみですか。	原則、大阪市行政オンラインシステムを利用いただくインターネットからの申込み（電子申請）をお願いします。ただし、オンラインでの申込みが難しい場合は、郵送での申込みも可能です。特例減免コールセンター（06-7178-1326）へお問合せください。
30	自宅兼店舗で給水契約がありますが、事前申込は必要ですか。	大阪市水道局と直接給水契約があり酒類を提供している飲食店等の方は、テナントビルの飲食店等ではないため、事前申込は不要です。令和3年4月20日から受付を開始する特例減免申請のお手続きをお願いします。
<b>大阪市行政オンラインシステム</b>		
31	大阪市行政オンラインシステムの使い方がわかりません。	大阪市行政オンラインシステムの操作方法に関することは「行政オンラインシステム操作マニュアル」をご参照ください（ご利用には登録が必要です。） <a href="https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home">https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home</a> なお特例減免制度の内容に関することは、特例減免コールセンター（06-7178-1326）へお問合せください。
<b>支払猶予</b>		
32	支払猶予の申込みを行い、承認済みです。その場合、改めて特例減免の申請をしなくても、自動的に特例減免も承認されますか。	支払猶予はお支払いの期限を延長させていただくためのお手続きで、特例減免はお支払いを免除させていただくためのお手続きです。支払猶予と特例減免では、お手続きの内容などが異なりますので、別途申請が必要です。

33	現在、支払猶予を受けているホテルですが、支払猶予となっている水道料金等の全額が、特例減免の対象になりますか。 (ホテル内に宿泊客以外も利用できるレストランも営業しています)	支払猶予に、宿泊客のみが利用するルームサービス、宿泊での利用部分等の水道料金等相当額も含まれている場合、当該部分については特例減免の対象になりません。酒類を提供している飲食店等で利用した部分の水道料金等が特例減免の対象になります。
34	支払猶予は承認されましたが、特例減免が認められないことはありますか。	支払猶予は酒類を提供している飲食店等が対象ですが、特例減免は酒類を提供している飲食店等のうち営業時間短縮要請等の対象施設であることや、売上額の減収率等、別途要件を定めております。このように支払猶予と特例減免では要件が異なりますので、特例減免の要件に該当しないなど、承認されない可能性があります。
35	現在、支払猶予を受けているホテルです。ルームサービス用に酒類を提供しているのですが、ホテルの施設内で飲食できるスペースはありません。この場合、減免の対象になりますか。	支払猶予は、飲食業許可と酒類を提供していることを要件としていましたが、特例減免は、営業時間短縮要請等の対象施設であることを要件としています。したがって、施設内に宿泊客以外が利用できる飲食スペースがない場合は、特例減免の対象とはなりません。
36	支払猶予を申し込んだが、減免は要件に当てはまらないので申込の対象外でした。この場合、支払い方法などの確認はどうすればいいですか。	お申し出いただいたら支払方法の確認書類等をお送りします。お申し出いただかない場合は、減免申請期限の7月31日以降、こちらから順次確認書類をお送りさせていただきます。
<b>申請書等作成</b>		
37	申請書の対象施設を選択する項目について、自分の店が「5ショットバー」か「6スポーツバー」がどちらにも当てはまるがどちらを選択すればよいですか。	対象施設のいずれかに当てはまれば申請は可能ですので、いずれか一つを選択してください。
38	水道料金内訳表について、各店舗の上下水道料金を算出した方法は、どれを選択すればよいでしょうか。	内訳を算出する際の考え方の参考として①検針等による算定②共益費等による算定③占有面積による算定④戸数による算定を例として挙げています。いずれを選択していただいてもかまいませんので、算定しやすい方法で算定してください。
39	テナントビルのオーナー・管理会社が、歩合賃料制度等によりテナントの売上額を把握しているが、テナントに代わって売上額等の申請書を作成してもよいでしょうか。	個別対応となるため、特例減免コールセンター（06-7178-1326）へご相談の電話をしてください。
<b>その他</b>		
40	テナントへの還元はどのようにすればよいでしょうか。	オーナー様から各テナント様へ減免額を還元していただく方法は、口座還付や今後のテナント様への水道料金の請求額に割り当てるなど、それぞれ状況も異なりますのでオーナー様とテナント様との間でお話しをお願いします。 なお、口座還付などの際の振込手数料などの経費は水道局ではお支払いできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。
41	特例減免の審査決定日までに廃業していないことが審査要件にあるが、移転等している場合でも審査要件を満たしますか。	当該特例減免制度は店舗ごと（給水契約ごと）に売上げなどの要件を審査し、支援する制度のため、廃業とは、事業を廃止されている場合以外に、同じ場所（同一の給水契約）で営業を継続していない場合も含まれます。したがって移転や当該店舗を閉店された場合も審査要件を満たしません。なお、同じ場所での再開を前提に、一時休業されている場合は審査要件を満たします。
42	令和2年3月31日までに営業を開始していることが審査要件にあるが、以前、別の場所で営業を開始し、令和2年4月1日以降に現在の給水契約場所に移転している場合でも、審査要件を満たしますか。	当該特例減免制度は店舗ごとに売上げなどの要件を審査し、支援する制度のため、現在の給水契約場所において、令和2年3月31日までに営業を開始していることが審査要件となり、以前の場所（移転）で営業を開始している場合は、審査要件を満たしません。
43	申請書類は返却してもらえますか。	ご提出いただいた申請書類一式は、一切返却できませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、特例減免取下申請をご提出いただいても同様の取り扱いとなります。